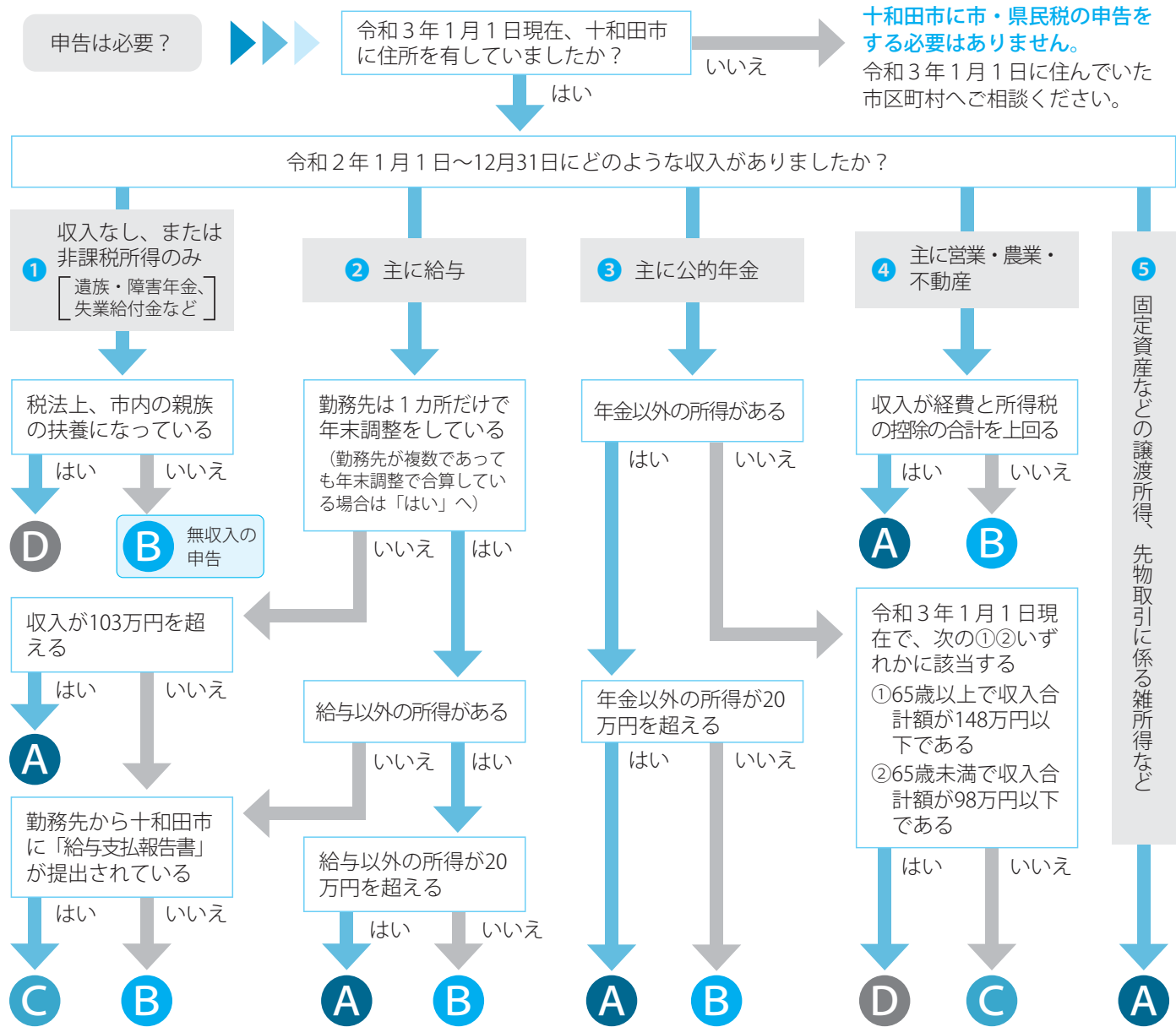
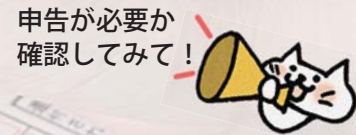


「市・県民税の申告」の受け付けが始まります

税務課 ☎ 6766

❖ 申告が必要かどうかを下の図を使って確認しましょう



- A** … 所得税の確定申告が必要です
確定申告書を十和田税務署に提出してください。
- B** … 市・県民税の申告が必要です
市・県民税の申告書を税務課に提出してください。
- C** … 控除を追加したい場合は所得税の確定申告、市・県民税の申告が必要です
▶ 年金・給与収入から所得税が源泉徴収されていて、控除を追加したい場合 → 確定申告書を十和田税務署に提出してください。
▶ 収入が年金のみで、所得税が源泉徴収されず配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除を追加したい場合 → 市・県民税の申告書を税務課に提出してください。
- D** … 所得税の確定申告、市・県民税の申告は必要ありません

所得税の確定申告

十和田税務署 ☎ 3151

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅での申告書作成、e-Taxや郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、自宅のパソコンやスマートフォンから申告書などが作成できます。作成した確定申告書は、e-Taxで送信するか、印刷して郵送により提出してください。
【提出先】 ☎ 034-8613 西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎2階 十和田税務署

確定申告書作成会場のご案内

とき 2月1日(月)～3月15日(月) (土・日曜日、祝日を除く)
午前9時～午後5時
ところ 十和田奥入瀬合同庁舎1階 共用会議室
※本来、確定申告は2月16日からですが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年分の確定申告では、2月16日より前から公的年金を受給されている人を主な対象として、申告相談を受け付けます。

確定申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ▶ 「入場整理券」は、会場での当日配布とLINEによる事前発行があります。
- ▶ 「入場整理券」の配布状況に応じて、後日来場をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- ▶ 配布方法の詳細は、国税庁ホームページからご確認ください。

市・県民税の申告

税務課 ☎ 6766

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送での提出をお願いします。
※確認事項などがあった場合は、後日連絡させていただきます。

市・県民税の申告書や記入例は、税務課窓口に備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。郵送も対応しますので、希望する場合はご連絡ください。
【郵送の場合】 ☎ 034-8615 (住所記載不要) 十和田市役所税務課宛
【持参の場合】 税務課 (本館1階回番窓口) に設置する申告書投函箱に投函してください。

申告相談のご案内

とき 2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日、祝日を除く)
午前8時45分～11時 午後1時～4時
ところ 市役所別館5階会議室



申告相談の際に必要なもの

- ①印鑑 (朱肉の必要なもの)
 - ②市役所から郵送された受付票 (前年の申告の状況をもとに個別に郵送された人のみ)
 - ③マイナンバーカード ※持っていない場合はマイナンバーが分かるもの (住民票など) と本人確認書類 (運転免許証など)
 - ④金融機関の通帳 (口座振替を希望する場合は、口座の届け出印も必要です)
 - ⑤申告する所得や控除の項目ごとに必要な書類 (源泉徴収票、各種控除に関する証明書や領収書など)
- ※事業所得などの収支内訳書や医療費控除の明細書は、整理・集計済みの場合のみ受け付けします。
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

申告相談で来庁する際は新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

- ▶ 自宅での検温 ※37.5℃以上の場合は来庁をお控えください
 - ▶ マスクの着用
 - ▶ 手洗いと手指の消毒
 - ▶ 筆記用具 (黒のボールペンなど) の持参 ※共用を避けるため
 - ▶ 防寒具の着用 ※定期的に会場の換気を行うため
- 昨年、市役所で「市・県民税の申告」をした人には、混雑を避けるため申告相談の期間を指定して案内を郵送しています。なお、混雑時は人数制限をかける場合がありますのでご了承ください。

